

## 名古屋市告示第20号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和 7年 1月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

### 1 拡散防止管理区域について

#### (1) 指定する区域

名古屋市西区枇杷島三丁目2726番、2727番、2728番及び2729番

#### (2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

#### (3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

### 2 形質変更時届出管理区域について

#### (1) 指定する区域

名古屋市西区枇杷島三丁目2727番の一部、2728番の一部及び2729番の一部

#### (2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課